

# エコアクション21 大学等高等教育機関向けガイドライン2009年版 ～暫定版からの主な変更点～

一般財団法人 持続性推進機構  
エコアクション21中央事務局

1

## 大学等高等教育機関向けガイドライン2009年版

### 1. 策定の経緯

2007年8月

中央事務局は、業種特性を踏まえた、よりわかりやすいものとして、ガイドライン2004年版準拠の「大学等(教育・研究機関)向けマニュアル(試行版)」を策定

2011年3月

中央事務局は、環境省ガイドライン2009年版の改訂を受けて、「大学等高等教育機関向けガイドライン暫定版」を策定

2012年1月

環境省は、中央事務局が策定した暫定版について、環境省ガイドライン2009年版への準拠性の確認の審議を行い、「エコアクション21大学等高等教育機関向けガイドライン2009年版」を策定

- ①「はじめに、序章、第1章、第2章」については、内容の入替、移動はありますが、基本的な内容に変更はありません。
- ②暫定版では「はじめに」に記載していた『ガイドラインの目的』及び『適用事業者等について』の記載は、「序章」に移動となりました。
- ③「序章」では、『業種別ガイドラインの位置付け』、『大学等の役割と環境経営システム』に関する記述が追加となりました。
- ④「第2章」では、認証・登録制度に関する記述が簡略化されました。

## 2. 環境方針の策定

- ・暫定版では推奨事項であった「環境方針は学内における教育及び研究だけではなく、地域・社会への貢献として環境に関する研究成果を公表、報告するといったことを視野に入れる等、自らの教育・研究活動等に見合ったものにする」ということが要求事項の解説に追記となりました。

## 5. 環境目標及び環境活動計画の策定

- ・大学等では教育・研究と並んで、**社会貢献**の役割も大きいことから、環境目標を策定すべき項目に、「環境に関する教育・研究**(社会貢献を含む)**」となりました。
- ・「1. 取組の対象組織・明確化」の解説の一部であった「**学生の参画の例**」は、「**学生の参画に向けた取組の例**」として内容も一部変更し、「5. 環境目標及び環境活動計画の策定」の解説に移動となりました。

5

## 7. 研修の実施

- ・暫定版では全ての事業者に対しての要求事項であった「**研修の実施結果を記録に残す**」は、**規模が比較的大きな組織(教職員数100名以上が一つの目安)**を対象にした**必須項目**となりました。

※「研修の実施結果を記録に残す」は推奨事項にも追加となりました。

※11. 環境関連文書及び記録の作成・管理の「エコアクション21の取組に必要な記録」から「研修の実施結果」は削除となりました。

6

## 8. 環境コミュニケーションの実施

・暫定版では「推奨事項」であった下記2つの項目が削除となりました。

- 内部における環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システムや環境問題に関する情報を伝達し、改善の提案等を収集する手順を策定する
- 環境関連の教育及び研究に関する苦情や要望に対応する手順を定める

7

## 12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

・暫定版では全ての事業者に対しての要求事項であった「内部監査の実施」は、規模が比較的大きな組織（教職員数100名以上が一つの目安）を対象にした必須項目となりました。

※「内部監査の実施」は推奨事項にも追加となりました。

※11. 環境関連文書及び記録の作成・管理のエコアクション21の取組に必要な記録から「内部監査の実施結果」は削除となりました。

8

※ 第4章～第6章、別表1及び2については、暫定版からの大きな変更は基本的にはありません。

※その他の変更箇所等については、「エコアクション21大学等高等教育機関向けガイドライン主な変更箇所対照表(暫定版／2009年版)」を参照してください。

# エコアクション21大学等高等教育機関向けガイドライン

## 主な変更箇所対照表（暫定版／2009年版）

### 1. タイトル

暫定版	大学ガイドライン 2009年版
エコアクション21大学等高等教育機関向けガイドライン <u>2011年版(暫定版)</u>	エコアクション21大学等高等教育機関向け <u>2009年版</u>

### 2. はじめに

暫定版	大学ガイドライン 2009年版
○ <u>持続可能な社会構築の必要性</u>	○ <u>環境への取組の勧め</u>
○ <u>持続可能な社会構築に向けての高等教育機関の役割</u>	※序章3. 大学等の役割と環境経営システムに一部含める
○ <u>事業者としての大学等の役割</u>	
☆ <u>大学等高等教育機関向けガイドラインの目的</u>	※序章4. 大学等高等教育機関向けガイドラインの策定の経緯に一部含める
☆ <u>大学等高等教育機関向けガイドラインの適用</u>	※序章2. 大学等高等教育機関向けガイドラインの適用範囲に含める

### 3. 序章

暫定版	大学ガイドライン 2009年版
序章 <u>エコアクション21の改訂にあたって</u>	序章 <u>大学等高等教育機関向けガイドラインについて</u>
(新設)	1. <u>業種別ガイドラインの位置付け</u>
(新設)	2. <u>大学等高等教育機関向けガイドラインの適用範囲</u>
(新設)	3. <u>大学等の役割と環境経営システム</u>
1. <u>エコアクション21ガイドライン策定の経緯</u>	4. <u>大学等高等教育機関向けガイドラインの策定の経緯</u>
2. <u>エコアクション21の環境政策上の位置付け</u>	(削除)
3. <u>環境省ガイドライン 2009年版改訂の方向性</u>	(削除)
4. <u>環境省ガイドライン 2009年版の主な改訂のポイント</u>	5. <u>大学等高等教育機関向けガイドラインの主な改訂のポイント</u>

#### 4. 第1章

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
第1章 エコアクション21 <b>大学等高等教育機関向けガイドライン 2011 年版の概要</b>	第1章 エコアクション21ガイドライン <b>2009 年版の概要</b>
1. エコアクション21とは	1. エコアクション21とは
2. エコアクション21の特徴	2. エコアクション21の特徴
3. エコアクション21の構成	3. エコアクション21の構成
4. エコアクション21の取組フロー	4. エコアクション21の取組フロー

#### 5. 第2章

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要	第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要
1. エコアクション21の認証・登録制度の目的	1. エコアクション21の認証・登録制度の目的 ※2009 年版(改訂版)の記述に変更
2. エコアクション21の認証・登録制度の運営	(削除)
3. 認証・登録することのメリット	(削除)
4. 認証・登録の基本的要件	2. 認証・登録の基本的要件
5. 業種別ガイドラインと審査及び判定の手引き	(削除)
6. 認証・登録の手順	3. 認証・登録の手順

## 6. 第3章

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
<p><b>1. 取組の対象組織・活動の明確化</b></p> <p><b>[要求事項]</b> 組織は、全組織・全活動(環境に関する教育・研究を含む)を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。</p> <p><b>[解説]</b> ＜学生の参画＞ 大学等において、環境に関する教育の主たる対象でもあり、大学等における環境負荷の主要な発生源でもある学生を環境への取組に主体的に参画させることはエコアクション21に取り組むうえで必要不可欠です。 また、学生が主体的にエコアクション21の取組に参画することは、環境人材の育成、特に環境経営システムの実践的な知識と能力を身につけた学生の育成に高い効果があると考えられます。 大学等がエコアクション21に取り組むにあたっては、学生の参画は様々に考えられますが、以下の例を参考に、それぞれの実情に適合した取組を実施していくことが必要です。</p> <p style="text-align: right;">表:学生の参画の例</p>	<p><b>1. 取組の対象組織・活動の明確化</b></p> <p><b>[要求事項]</b> 組織は、全組織・全活動(教育・研究活動を含む)を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。</p> <p><b>[解説]</b> ＜学生の参画＞ 大学等では、環境に関する教育の主たる対象であり、環境負荷発生の要因でもある学生を主体的にエコアクション21の取組に参画させることによって、学内全体に根付いた環境負荷の着実な低減が可能となります。また、それらの活動を通じ多くの学生が環境意識を保持するとともに、環境人材の育成、特に環境経営システムの実践的な知識と能力の向上につながります。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">※5. 環境目標及び環境活動計画の策定の解説 「◆学生の参画に向けた取組の例」に移動</p>



暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
<p><b>2. 環境方針の策定</b></p> <p>[解説]            大学等では、<u>オフィス</u>活動や施設の維持・管理等に伴う環境負荷への低減に関する内容を明示することはもちろんですが、<u>環境問題、持続可能性問題</u>に関する教育（環境人材の育成）・研究の取組にあたっての基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。また、学生の位置付け（参画）についても明確にします。環境方針には数値目標等を掲げる必要はありませんが、取組の基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。</p> <p>[推奨事項]  <u>環境方針は、例えば、学内における教育及び研究だけではなく、地域・社会への貢献として環境に関する研究成果を公表、報告するといったことを視野に入れる等、自らの教育・研究活動等に見合ったものにする</u></p> <p>☆<u>環境人材の育成</u> →</p>	<p><b>2. 環境方針の策定</b></p> <p>[解説]            大学等では、<u>事務</u>活動や施設の維持・管理等に伴う環境負荷への低減に関する内容を明示することはもちろんですが、<u>環境</u>に関する教育（環境人材の育成）・研究の<u>取組や、それらの成果を公表、報告し、地域や社会へ還元（社会貢献）するといったことを視野に入れる等、自らの教育・研究活動等に見合ったものとし</u>、取組にあたっての基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。また、学生の位置付け（参画）についても明確にします。環境方針には数値目標等を掲げる必要はありませんが、取組の基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。</p> <p>[推奨事項]            (削除)</p> <p>※序章3. 大学等の役割と環境経営システムに含める</p>
<p><b>3. 環境への<u>効果・負荷</u>と環境への取組状況の把握及び評価</b></p> <p>[要求事項]            対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への<u>効果・負荷</u>の自己チェックの手引き」をもとに・・・</p> <p>[解説]            &lt;環境への<u>効果・負荷</u>の把握&gt;</p> <p>[推奨事項]            ・「環境への<u>効果・負荷</u>の自己チェックの手引き」をもとに、・・・</p>	<p><b>3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価</b></p> <p>[要求事項]            対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに・・・</p> <p>[解説]            &lt;環境への<u>負荷及び効果</u>の把握&gt;</p> <p>[推奨事項]            ・「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに、・・・</p>

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
<p><b>5. 環境目標及び環境活動計画の策定</b></p> <p><b>[要求事項]</b>  環境目標は、可能な限り数値化し、<u>環境に関する教育・研究</u>、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。</p> <p><b>[解説]</b>  ◆環境に関する教育・研究の目標及び活動計画の例  ・<u>民間企業</u>との環境に関連する共同研究を実施する</p> <p style="text-align: center;"><b>(新設)</b></p> <p><b>[推奨事項]</b>  ・<u>教育・研究活動等</u>を生物多様性の観点から見直す  ・生物多様性の保全と持続可能な利用のため、具体的取組の実施に努める</p>	<p><b>5. 環境目標及び環境活動計画の策定</b></p> <p><b>[要求事項]</b>  環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、<u>環境に関する教育・研究(社会貢献を含む)</u>に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。</p> <p><b>[解説]</b>  ◆環境に関する教育・研究の目標及び活動計画の例  ・<u>企業、行政、NPO、NGO 等</u>との環境に関連する共同研究、研修等を実施する</p> <p>◆<u>学生の参画に向けた取組の例</u></p> <p><b>[推奨事項]</b>  ・<u>事業活動</u>を生物多様性の観点から見直す  ・<u>キャンパス、その他大学等が所有する施設等において</u>、生物多様性の保全と持続可能な利用のため、具体的取組の実施に努める</p>

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
<p><b>7. 研修*の実施</b></p> <p>[要求事項]</p> <p><u>研修の実施結果を記録に残す。</u></p> <p>(※ここでは、環境経営システムに関する「教育・訓練」と大学等における一般的な「教育」とが紛らわしいため、「教育・訓練」を「研修」と置き換えることにしました)</p> <p>[解説]</p> <p>研修の内容の例としては、次のようなものが考えられます。</p> <p>➤ 認識・自覚等を高めるもの</p> <p>○学生</p> <p style="text-align: right;">(追記)</p> <p style="text-align: right;">(追記)</p> <p>[推奨事項]</p> <p style="text-align: right;">(追記)</p> <p>・学生及びその他関係者(構内事業者、取引先、非常勤講師等)に対しては、環境方針や目標を周知させるための研修の場を設ける</p>	<p><b>7. 研修*の実施</b></p> <p>[要求事項]</p> <p><u>※推奨事項及び規模が比較的大きな組織を対象にした要求事項として移動</u></p> <p>※環境経営システムにおける「教育・訓練」と大学等における一般的な「教育」とを混同しないようにするため、「教育・訓練」を「研修」としました。</p> <p>[解説]</p> <p>研修の内容の例としては、次のようなものが考えられます。</p> <p>➤ 認識・自覚等を高めるもの</p> <p>○学生</p> <p>・<u>環境問題の現状やエコアクション21における環境への取組の意義、重要性等</u></p> <p>・<u>エコアクション21の基本的な仕組み</u></p> <p>[推奨事項]</p> <p>・<u>研修の実施結果を記録に残す</u></p> <p>・<u>学生に対して、環境方針や目標を周知させるための研修の場を設ける</u></p> <p>・<u>構内事業者、取引先、非常勤講師等の関係者に対して、環境方針や目標を周知させるための研修の場を設ける</u></p>
<p><b>8. 環境コミュニケーションの実施</b></p> <p>[推奨事項]</p> <p>・<u>内部における環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システムや環境問題に関する情報を伝達し、改善の提案等を収集する手順を策定する</u></p> <p>・<u>環境関連の教育及び研究に関する苦情や要望に対応する手順を定める</u></p>	<p><b>8. 環境コミュニケーションの実施</b></p> <p>[推奨事項]</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
<p><b>9. 実施及び運用</b>  <b>[推奨事項]</b>            ・学生 <u>及びその他関係者</u> (構内事業者、取引先、非常勤講師等) <u>にも</u>、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する</p>	<p><b>9. 実施及び運用</b>  <b>[推奨事項]</b>            ・学生に、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する            ・構内事業者、取引先、非常勤講師等 <u>の関係者</u> <u>に</u>、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する</p>
<p><b>11. 環境関連文書及び記録の作成・管理</b>  <b>[解説]</b>            &lt;記録&gt;            ・<u>研修の実施結果</u>            ・<u>内部監査の実施結果</u></p>	<p><b>11. 環境関連文書及び記録の作成・管理</b>  <b>[解説]</b>            &lt;記録&gt;            (削除)            (削除)</p>
<p><b>12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防</b>  <b>[要求事項]</b>  <u>内部監査を、原則として年1回以上実施する。</u></p> <p><u>※取組状況の確認及び評価を客観的に実施するため、年に1回以上、環境経営システム全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境経営システムがガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、環境目標が達成されているか(あるいは達成できるか)、環境活動計画が適切に実施され、環境への取組及びシステムが継続的に改善されているか等を中立的立場から監査の上評価し、その結果を代表者(学長・理事長等)及び環境管理責任者に報告します。</u></p>	<p><b>12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防</b>  <b>[要求事項]</b>  <u>※規模が比較的大きな組織を対象にした要求事項として移動</u></p> <p><u>※推奨事項の注記として移動</u></p>

## 7. 第4章

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
<p><b>1. 環境活動レポートの作成</b> [推奨事項]</p> <p>・初年度において、主な環境への<b>効果・</b>負荷について年間のデータを把握して記載する</p>	<p><b>1. 環境活動レポートの作成</b> [推奨事項]</p> <p>・初年度において、主な環境への負荷について年間のデータを把握して記載する</p>
<p><b>2. 環境活動レポートの公表</b> [推奨事項]</p> <p>・環境活動レポートを地域住民<b>や</b>取引先等に配布等して環境経営に活用する他、学生に周知して環境教育に活用する</p>	<p><b>2. 環境活動レポートの公表</b> [推奨事項]</p> <p>・環境活動レポートを<b>学生の父母</b>や地域住民、取引先等に配布等して環境経営に活用する</p> <p>・学生に周知して環境教育に活用する</p>

## 8. 第5章

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
<p><b>第5章 環境への<b>効果・</b>負荷の自己チェックの手引き</b></p>	<p><b>第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き</b></p>
<p><b>1. 環境への<b>効果・負荷</b>の自己チェックの目的</b></p> <p>図: 大学等における環境への主な取組と<b>負荷</b>の全体像</p>	<p><b>1. 環境への<b>負荷及び効果</b>の自己チェックの目的</b></p> <p>図: 大学等における環境への主な取組と<b>環境影響</b>の全体像</p> <p>※中央の列の&lt;教育・研究における取組&gt;&lt;キャンパス環境の保全・改善等に関する取組&gt;&lt;大学等(教育・研究機関)の3つの四角を一つにまとめて図を加工</p>
<p><b>3. 別表1 環境への効果・<b>負荷</b>の自己チェックシートの使い方等について</b> (追記)</p>	<p><b>2. 別表1 環境への効果・<b>負荷</b>の自己チェックシートの使い方等について</b></p> <p>表: 環境効率指標の事例</p>

## 9. 第6章

特になし

## 10. 別表1

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
別表1 環境への <b>効果・負荷</b> の自己チェックシート	別表1 環境への <b>負荷</b> の自己チェックシート ※排出係数及び単位発熱量は、ガイドライン 2009 年版(改訂版)に合わせた
2. 環境に関する教育・研究 <b>状況</b>	3. 指標毎の取りまとめ ⑦環境に関する教育・研究 <b>及び社会への還元(社会貢献)</b>
①環境に関する教育 環境 <b>問題・持続可能性問題</b> に関する授業数 上記の授業の受講者数 (追記)	＜環境に関する教育＞ 環境に関する授業数 上記の授業の受講者数 上記の授業の <b>単位数</b>
②環境に関する研究 環境に関する研究を行っている教員数 環境に関する <b>民間企業等</b> との共同研究数 (追記)	＜環境に関する研究＞ 環境に関する研究を行っている教員数 環境に関する <b>企業、行政等</b> との共同研究数 環境に関する <b>市民向けセミナー、講座等の開催数</b>
③学生の自主的な活動 学生主体の環境に関するサークル数	＜学生の自主的な活動＞ 学生主体の環境に関するサークル数

## 11. 別表2

暫定版	大学ガイドライン 2009 年版
別表2 環境への <b>取組</b> の自己チェックリスト	別表2 環境への <b>取組</b> の自己チェックリスト
1. 環境関連の教育及び研究に関する取組 1) 環境に関する教育の充実 2) <b>学生の自主的な活動に対する支援</b> 3) <b>環境に関する研究の推進</b>	1. 環境関連の教育及び研究に関する取組 1) 環境に関する教育の充実 2) <b>環境に関する研究の推進</b> 3) <b>学生の自主的な活動に対する支援</b>

## 12. 参考

特になし